

2019年3月22日

日本たばこ産業株式会社

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例」可決についてのコメント

日本たばこ産業株式会社（以下、「当社」）は、3月18日に兵庫県議会にて可決されました「受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例」（以下、「改正条例」）に関する意見を以下に申し述べます。

当社は、望まない受動喫煙の防止について賛同しており、これまでも喫煙環境の整備やマナー啓発活動等を積極的に実施してまいりました。

今般可決成立した改正条例では、加熱式たばここと紙巻たばこが同様に規制対象とされており、既に一部施行されている「健康増進法の一部を改正する法律」で定められた規制とは異なることから、県民や観光客、県内の事業者の混乱を懸念しております。そのため、それら関係する方々への丁寧な周知等により、円滑に改正条例が施行されることを期待しております。

当社といたしましては、県民や事業者の方々に正しい改正条例の内容をお知らせするとともに、当社が所有する知見の提供や分煙コンサルティング活動を通じ、引き続き兵庫県の受動喫煙防止の取り組みに積極的に協力して参りたいと考えております。

また、新たなカテゴリーである加熱式たばこは、たばこに関する様々な課題を解決する可能性があるものと期待していることから、今後も加熱式たばこに関する調査や研究を継続するとともに、その科学的知見や調査・研究の成果について情報提供していく所存です。

以上